

概要	頁	共通事項	新規、延長等関連	迂回防止関連
定義	p. 1 p. 1 p. 1 p. 1	1. ガイドラインの性格 2. 定義 3. 同種の貨物 4. 本邦の産業 (1) 相当の割合 (2) 本邦の生産者から除外される生産者 (3) 支配関係 (4) 不当廉売貨物の供給者若しくは輸入者と関係を有する生産者又は自ら当該貨物の輸入を行った生産者の例外、迂回貨物の供給者若しくは輸入者を原料又は材料として本邦において生産される法第8条第1項の規定により指定された貨物の生産を行う生産者の例外		
	p. 3	5. 課税の求め等 (1) 証拠の提出先等 (2) 十分な証拠 (3) 団体による課税の求め等 (4) 課税の求め等の記載事項・記載要領例、証拠の提出様式例及び秘密証拠等の要約の作成例 (5) 相談窓口		
	p. 4	6. 調査の開始等 (1) 調査開始決定までの期間 (2) 調査開始の検討 二 書面による通知	6. (2) 一 支持の状況の確認 三 労働組合の支持の状況 四 課税の求めにおいて提出された証拠等 四の2 課税期間の延長の求めにお	6. (2) 一の2 支持の状況の確認 三の2 労働組合の支持の状況 四の3 課税の求めにおいて提出された証拠等

		<p>五 補正が行われた場合</p> <p>(3) 関税・外国為替等審議会</p> <p>(4) 調査担当者団</p>	<p>いて提出された証拠等</p> <p>(5) 調査の標準期間</p> <p>(6) 法第8条第5項に規定する調査の対象となる期間</p> <p>(7) 政令第16条第3項に規定する調査の取りやめ</p>	<p>(5の2) 調査の標準期間</p> <p>(6の2) 法第8条の2第4項に規定する調査の対象となる期間</p> <p>(7の2) 政令第16条の2第3項に規定する調査の取りやめ</p>
p. 11	<p>7. 不当廉売差額等</p> <p>(2) 関連企業間の取引</p> <p>(3) 輸出価格</p> <p>(5) 不当廉売関税率の算出</p> <p>(6) 特定貨物の生産及び販売について市場経済の条件が浸透している事実</p> <p>(7) 価格の比較に及ぼす条件の差異</p>	<p>7.</p> <p>(1) 不当廉売差額の算出における原則</p> <p>(4) 正常価格</p>	<p>7.</p> <p>(1の2) 指定貨物の正常価格と迂回貨物の輸出価格等との比較における原則</p> <p>(4の2) 指定貨物の正常価格</p>	
p. 13	<p>8. 証拠の提出等の求め</p> <p>(1) 証拠の提出等</p> <p>(2) 証拠の提出等を求める場合</p> <p>(3) 証拠の提出を認める場合</p> <p>(4) 回答期限の延長</p>			
p. 13	<p>9. 現地調査</p> <p>(1) 現地調査</p> <p>(2) 現地調査において証拠の提出を求める場合</p> <p>(3) 本邦の生産者及び輸入者に対して行う場合</p>			
p. 14	<p>10. ファクツ・アヴェイラブル</p> <p>(1) ファクツ・アヴェイラブルの適用</p>			

	p. 15	(2) ファクツ・アヴェイラブルの適用の手続 1 1. 標本抽出 (サンプリング) (1) サンプリング行う場合 (2) サンプリングを行う場合の手続 (3) サンプリングを行う場合の留意点	
	p. 16	1 2. 仮の決定 (1) 仮の決定の通知等 (2) 仮の決定後の対応	
	p. 17	1 3. 暫定措置がとられる貨物の輸出者	
	p. 17	1 4. 約束 (1) 約束の受諾の要件 (2) 約束の手続 (3) 約束の申出の拒否 (4) 約束を受諾した場合 (5) 約束に違反した事実があったと判断した場合	
	p. 18	1 5. 重要事実の開示	
定義	p. 18		1 6. 新規供給者とならない者
	p. 19		1 7. 迂回貨物の範囲等 (1) 軽微変更迂回貨物 (2) 輸入国迂回貨物の場合における供給者の範囲
	p. 20		1 8. 不当廉売関税の課税を免れる目的で行われたものではないと認められる場合 (1) 証拠等についての考慮事項 (2) 証拠の提出